



平成 18 年 10 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社アイケイコーポレーション  
代 表 者 名 代表取締役社長 加藤 義博  
(コード番号 3377 東証二部・JASDAQ)  
問 合 せ 先 経営管理室・人財管理室・  
経営企画室管掌  
取 締 役 松本 博幸  
(TEL. 03-5773-8414)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 10 月 26 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更を平成 18 年 11 月 28 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役の監督機能の強化および会計の透明性の向上を目的として、監査役会および会計監査人を設置するため、変更案第 4 条、変更案第 5 条から第 36 条並びに第 38 条、および変更案第 40 条から第 42 条までを新設するものであります。
- (2) 当社の公告方法について、周知性の向上および手続きの合理化を図るため、電子公告を採用することとし、現行定款第 4 条(公告の方法)につき変更を行い第 5 条(公告方法)として定めるものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと等に伴い、次のとおり現行定款を変更するものであります。

『会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律』により定款に定めがあるとみなされた事項として、変更案第 4 条(機関)、変更案第 7 条(株券の発行)を新設し、現行定款第 8 条(名義書換代理人)を変更案第 9 条(株主名簿管理人)に変更するものであります。

株主の皆様のご利便性の向上および多様な情報の提供を目的として、株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供を可能とするため、変更案第 14 条を新設するものであります。

株主総会の効率的な運営を目的として、株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに、株主の皆様へ周知を図るため、現行定款第 13 条（議決権の代理行使）につき変更を行うものであります。（変更案第 16 条）

取締役会の機動的な運営を図るため、書面または電磁的な記録による決議が認められたことに伴い、変更案第 25 条（取締役会決議の省略）を新設するものであります。社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするために、変更案第 39 条第 2 項を新設するものであります。

その他全般にわたり、会社法等の規定に対応するため、構成の整理、必要な文言の追加、変更、削除および条数の変更等を行うものであります。

## 2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年11月28日（火曜日）	予定
定款変更の効力発生日	平成18年11月28日（火曜日）	予定

定款変更の内容（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、株式会社アイケイコーポレーションと称し、英文では I K C O . , L T D . と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。 1 自動車・自動二輪車<u>及び</u>部品の販売修理 2 自動車・自動二輪車<u>及び</u>部品の貿易業務 3 経営コンサルタント業務 4 広告代理業 5 損害保険代理店業 6 全各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店の東京都渋谷区に置く。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して<u>する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。 1 自動車・自動二輪車<u>および</u>部品の販売修理 2 自動車・自動二輪車<u>および</u>部品の貿易業務 3 経営コンサルタント業務 4 広告代理業 5 損害保険代理店業 6 全各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>( 1 ) 取締役会</u> <u>( 2 ) 監査役</u> <u>( 3 ) 監査役会</u> <u>( 4 ) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式及び端株</p> <p>(発行する株式の総数)  第 5 条 当社の発行する株式の総数は、160,000 株とする。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)  第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(基準日)  第 7 条 当社は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  2 前項のほか、必要があるときには、<u>取締役会の決議によりあらかじめ広告にて、臨時に基準日を定める事が出来る。</u></p> <p>(名義書換代理人)  第 8 条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。  2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u>  3 当社の株主並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、実質株主通知の受理、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)  第 6 条 当社の発行可能株式総数は、160,000 株とする。</p> <p>(株券の発行)  第 7 条 当社の株式については、<u>株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)  第 8 条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得する事が出来る。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)  第 9 条 当社は、<u>株式につき株主名簿管理人を置く。</u>  2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により定める。</u>  3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>取扱わない。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第 9 条 当社の<u>株券の種類並びに名義書換、端株原簿の記載または記録、実質株主通知の受理、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 10 条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 11 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(株式取扱規定)</p> <p>第 10 条 当社の<u>株式に関する取扱い及び手数料は法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 12 条 <u>当社は毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使する事が出来る株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定める事が出来る。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 12 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段定めある場合を除き、<u>出席した株主の議決権の過半数で行う。</u></p> <p>2 商法第 343 条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 13 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使する事が出来る。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を<u>証する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 14 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 15 条 当会社の取締役は 6 名以内とする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、法令に定めるところにより、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類および連結計算書類に記載または表示する事項に係る情報を電磁的方法により開示することにより、株主に対して提供したものとみなす事が出来る。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段定めある場合を除き、出席した議決権を行使する事が出来る株主の議決権の過半数を持って行なう。</p> <p>2 会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使する事が出来る株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使する事が出来る。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を<u>証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 17 条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠により選任された取締役の任期は、<u>在籍取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 18 条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定める事が出来る。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 20 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。<u>但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮する事が出来る。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および監査役に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮する事が出来る。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで取締役会を開く事が出来る。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 21 条 取締役会の決議は、過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数で行なう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 22 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記載し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>(取締役会規程) 第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第 24 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 25 条 当社は、<u>商法 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締</u></p>	<p>2 取締役および監査役全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで取締役会を開催する事が出来る。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 24 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わる事が出来る取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。</u></p> <p>(取締役会決議の省略) 第 25 条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</u> <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会における議事については、<u>法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の</p>



現行定款	変更案
<p>役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(員数) 第 26 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任期) 第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p><u>損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議をもって、免除する事が出来る。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠った事による損害賠償責任を限定する契約を締結する事が出来る。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使する事が出来る株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(任期) 第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任にした監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるとき</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 29 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 36 条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、会社第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除する事が出来る。</p> <p>2 当社は、会社第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第6章 会計監査人</u>
(新設)	(会計監査人の選任方法)
(新設)	<u>第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
(新設)	(会計監査人の任期)
(新設)	<u>第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	2 <u>前項の株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	(会計監査人の報酬等)
(新設)	<u>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
<u>第5章 計算</u>	<u>第7章 計算</u>
(営業年度)	(事業年度)
<u>第31条 当社の営業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。</u>	<u>第43条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。</u>
(利益配当金)	(剰余金の配当の基準日)
<u>第32条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び端株原簿に記載または記録された株主に支払う。</u>	<u>第44条 当社は毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をする事が出来る。</u>
(新設)	2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をする事が出来る。</u>
(中間配当)	(中間配当)
<u>第33条 当社は取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行</u>	<u>第45条 当社は取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配</u>

現行定款	変更案
<p data-bbox="341 322 515 353">う事が出来る。</p> <p data-bbox="226 405 488 436">(配当金の除斥期間等)</p> <p data-bbox="226 443 793 593">第 34 条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p data-bbox="309 600 793 674">2 未払いの利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p data-bbox="933 322 1362 353">当」という。)を行なう事が出来る。</p> <p data-bbox="820 405 1082 436">(配当金の除斥期間等)</p> <p data-bbox="820 443 1398 593">第 46 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p data-bbox="903 600 1398 674">2 前項の未払い配当金には、利息をつけない。</p>

以上